

福岡県児童家庭支援センター（田川・京築地区）設置運営法人公募実施要領

1 目的

こどもに関する家庭等からの相談や市町村等からの依頼に応じ、必要な援助を行うほか、児童相談所からの委託を受けて保護者等への指導を行う児童家庭支援センターを設置・運営することにより、地域のこども家庭支援体制の充実を目指す。

2 事業の概要

(1) 事業名称

福岡県児童家庭支援センター（田川・京築地区）設置運営事業

(2) 事業内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 事業開始時期

令和7年11月17日（月）（予定）

3 事業実施区域及び設置予定数

事業実施区域	管轄地区	設置数
田川児童相談所 京築児童相談所 管轄地区 (田川・京築地区)	直方市、飯塚市、田川市、嘉麻市、小竹町、桂川町、 香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町 行橋市、豊前市、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、 築上町	1 施設

4 総事業費（補助額）

(1) 令和7年度（11月開所（5か月運営））の事業費

①心理療法等を担当する職員が常勤の場合

下限額：5,347 千円～上限額：11,610 千円

(内訳)

下限額（心理療法担当職員が常勤かつ年間相談件数が50～599件（最低区分）の場合）

- ・運営費 999 千円×5 か月＝4,995 千円
- ・事業費 352 千円

上限額（心理療法担当職員が常勤かつ年間相談件数が4,400件以上（最高区分）の場合）

- ・運営費 999 千円×5 か月＝4,995 千円
- ・事業費 6,615 千円

②心理療法等を担当する職員が非常勤の場合

下限額：3,682 千円～上限額：9,945 千円

(内訳)

下限額（心理療法担当職員が常勤かつ年間相談件数が 50～599 件（最低区分）の場合）

- ・ 運営費 666 千円×5 か月＝3,330 千円
- ・ 事業費 352 千円

上限額（心理療法担当職員が常勤かつ年間相談件数が 4,400 件以上（最高区分）の場合）

- ・ 運営費 666 千円×5 か月＝3,330 千円
- ・ 事業費 6,615 千円

①、②ともに開設経費（上限額 3,000 千円）、初度調弁費（上限額 400 千円）を除く

※開設経費（上限額 3,000 千円）は「建物を借上げて事業実施する際の建物賃借料（敷金除く）」を対象経費とする。

(2) 令和 8 年度以降、通年で実施した場合の事業費

①心理療法等を担当する職員が常勤の場合

下限額: 12,342 千円～上限額: 18,605 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

②心理療法等を担当する職員が非常勤の場合

下限額: 8,340 千円～上限額: 14,603 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ (1)、(2) ともに

- ・ 事業費は相談件数により変動するため、下限額と上限額を示している。（詳細は「(参考) 福岡県児童家庭支援センター運営費補助金交付要綱」を参照。）
- ・ 件数に応じた指導委託費（1 件当たり月額 109 千円）を除く。

5 応募者の資格要件

児童福祉行政をよく理解し、児童虐待の未然防止と再発防止に熱意を持ち、児童家庭支援センターの事業を遂行できる十分な資力、信用、技術、能力等を有し、継続的に運営できる社会福祉法人等で、以下の要件を満たす者。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中ではないこと。
- (3) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (4) 様々な課題（児童の発達障がい、親の養育能力の課題等）を抱えた家庭の課題解決のため支援した活動実績があること（施設入所児童と親との関係調整の支援等も含む）。
- (5) 福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 10 月 12 日施行）を遵守すること。

※「福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」が掲示されているホームページ
アドレス <https://krq001.legal-square.com/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView>

6 スケジュール

(1) 公募の開始	令和7年	8月29日(金)
(2) 質問受付期限	令和7年	9月5日(金)
(3) 企画提案書の提出期限	令和7年	9月18日(木)
(4) プレゼンテーション※	令和7年	9月26日(金)
(5) 審査結果の通知	令和7年	10月3日(金)
(6) 設置認可	令和7年	11月14日(金) まで
(7) 開設・事業開始	令和7年	11月17日(月) (予定)

※プレゼンテーションは実施せず、書面のための審査とする場合がある。

7 公募に関する質問について

(1) 受付期間

令和7年8月29日(金) から9月5日(金) 17時まで

(2) 提出方法

電子メールにより下記アドレスまで、質問書(様式1)を送信すること。

送信先電子メールアドレス kofuku-kofuku@pref.fukuoka.lg.jp

※電話や口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けない。

また、第1回公募(7/8～7/31 募集)の際の質問回答について、県HPに公表しているため、質問提出に当たっては参照すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年9月10日(水)までに福岡県ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書の提出方法及び提出期限

(1) 提出書類

インデックス	提出書類名称	様式	部数
1	応募申込書	様式2	正本1部
2	暴排措置対象法人等ではないことの誓約書	様式3	正本1部
3	法人の概要	様式4	正本1部 +副本5部
4	法人役員名簿	様式5	
5	児童家庭支援センター設置運営に関する事業計	様式6	

	画書		
6	相談支援事業の実績	様式 7	
7	直近 3 事業年度の法人の財務諸表 (財産目録、貸借対照表、損益計算書、資金収支計算書、事業活動収支計算書等)	任意様式	
8	直近 3 事業年度の法人の事業報告書	任意様式	
9	児童家庭支援センター設置運営事業収支予算書	任意様式	
10	関連の添付資料 ・ 事業所周辺地図 ・ 相談室等の見取り図 ・ 配置 (予定) 職員の活動履歴等が確認できる資料	任意様式	

※ 1 提出書類は合計 50 ページ以内とすること。

※ 2 「公募実施要領」「仕様書」「審査のポイント」に基づき、書類を作成し、提出すること。また、提出書類は、インデックス番号順にインデックスラベルを付けて、フラットファイルに閉じてから提出すること。また、ファイル内の書類はステープル等でとめないこと。

(2) 提出期限

令和 7 年 9 月 18 日 (木) 17 時 (必着)

(3) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県福祉労働部こども福祉課こども福祉係 (福岡県庁行政棟南棟 2 階)

(4) 提出方法

郵送又は持参

9 審査及び設置運営法人候補者の選定

福岡県児童家庭支援センター (田川・京築地区) 設置運営法人候補者選定委員会において、提案書類及びプレゼンテーション※の内容を審査し、設置運営法人候補者を選定する。評価項目については別紙「審査のポイント」を参照すること。

※プレゼンテーションは実施せず、書面のための審査とする場合がある

審査の結果は、10 月 3 日 (金) に文書で通知するとともに、県ホームページで公表する。

10 留意事項

(1) 本事業の準備のために発生する事業所の仮押さえや採用活動等の費用及び応募書類の提出に要する経費については、企画提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。また、選定の理由などの問合せには応じない。

- (3)「仕様書」は、事業の大綱を示すものであり、センター開設及び運営に当たり、提案内容をもとに県と設置運営法人候補者で協議の上、詳細な事業内容を決定する。
- (4) 児童家庭支援センターの職員については、応募時点においては採用予定でも可とする。なお、管理者については、応募時点において決定していることが望ましい。
- (5) 児童家庭支援センターの用に供する物件については、自己所有又は賃貸借のどちらでも差支えないものとする。賃貸借の場合は、応募時点においては契約までを要せず、仮押さえでの提案も可とする。なお、賃貸借の場合、地上権又は賃借権を設定し、これを登記すること。ただし、次に掲げるように安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、登記を行わないこととしても差支えないこととする。
- ① 国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けている不動産
 - ② 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上
 - ③ 貸主が地方住宅公社もしくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体

11 設置運営法人候補者決定後から開設までの流れ

スケジュール（予定）

- | | |
|---------------------------|-----------------------|
| ①児童家庭支援センター設置認可申請様式等の送付 | 令和 7 年 1 0 月 3 日（金） |
| ②申請資料の提出 | 令和 7 年 1 1 月 7 日（金） |
| ③児童家庭支援センター運営法人の認可（事業者決定） | 令和 7 年 1 1 月 1 4 日（金） |
| ④児童家庭支援センター事業開始 | 令和 7 年 1 1 月 1 7 日（月） |

12 問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県福祉労働部こども福祉課こども福祉係

担当 松吉、大石

電 話：092-643-3256

メール：kofuku-kofuku@pref.fukuoka.lg.jp